

【水道メールマガジン】 第3号(2019年4月)

県庁生活衛生課です／水道事業の基礎知識 ～事業認可について～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です

まもなく新元号がスタートすることになりますが、今年度も引き続き、

水道に関連する情報を発信していきたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題 _____

第3号 「水道事業認可」について

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

第3号である今回は

水道(用水供給)事業の基本となる『事業認可』について、お話しします。

4月がスタートし、初めて水道業務に携わる方も少なくないかと思っておりますので、

少し固い話になりますが、水道事業を経営するうえで、その根幹となる

事業認可の特性についてお伝えしたいと思います。

一般的に許認可とひとくりにされることも多いですが、「許可」と「認可」は

大きく異なります。

(1)事業の性格

「許可」:一般的に禁止されている行為について、特定の場合

又は相手方に限ってその禁止を解除

「認可」:直接相手方に新たな権利を設定するもの

(2)事業の実施・廃止

「許可」:許可を受けてもその事業を開始する義務はない

いつでも任意に廃止可能

「認可」:事業を遂行すべき義務を負う

任意に休止、廃止はできない

(3)審査内容

「許可」:公共の利益を阻害しないか審査

「認可」:事業経営が公益に合致するか審査

一番の特徴は(2)にあるように、「事業遂行」が義務とされており、

原則、やめることが認められない点にあります。

その反面、地域独占性や柔軟な事業経営がある程度認められています。

事業継続及び事業そのものが公益とされているため、基準を

満たしているかという観点の許可審査と異なり、事業の確実性、

合理性、強いては現状の把握、長期の将来像まで見据えた

審査がなされます。近年、経営基盤の強化が話題になっていますが、

そもそも、水道事業は継続性を備えていなければならないとされている

ことを再認識する必要があります。

上記のとおり、「大きな権利」が「詳細な審査」のもとに設定される

ものですので、認可された内容が水道事業の根幹となる、

根本的にぶれが生じないものであることをまずは心に留めおき

いただければと思います。

次の機会には、手続きに関してよくある質問や、こんな場合は？

といった実務面のご紹介をさせていただきたいと思います。

最後に、

「認可協議は時間がかかります。時間に余裕を持ってご相談を！」

■ □ _____

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■ _____